

津山市地域公共交通の活性化及び再生に関する協議会（第8回）会議録(要旨)

平成 23 年 5 月 17 日 10:30～11:30

津山文化センター3 階 大会議室

1 開会（事務局）

2 会長あいさつ

3 報告事項

(1) 第7回協議会

（事務局） 前回の議事録に基づき報告。

報告事項として、前回協議会、補助事業の経過、事業の進捗状況について報告。進捗状況に基づき若干全体スケジュールを見直したことを説明。

協議事項として、補助金の確定に伴う補正予算・事業の見直しについて説明。内容としては、アルネ前に代えてのイズミ前バス停整備、一部予定事業の次年度への繰り延べ等。次に制度上求められている第三者評価へ提出する自己評価案について協議を依頼した。

(2) 平成 22 年度事業事後評価

（事務局） 「地域公共交通活性化・再生総合事業」については、その適正な執行を図るため実施要領に基づき第三者による事後評価を実施することとされている。先程報告の自己評価について2月に広島において第三者評価を受けた。分析評価、アンケート検証に対して指摘をいただいているが、この点については本年度実施の予定としている。バスサポーター制については一定の評価を受けている。

(3) 補助事業経過

（事務局） 平成 22 年度については4月1日付けで実績報告を提出。前回協議会で報告のとおり「地域公共交通活性化再生総合事業」については事業仕分けの結果廃止となり平成 23 年度からは「地域公共交通確保維持改善事業」に移行することとなった。経過措置として平成 23 年度に限り「地域公共交通活性化再生総合事業」を認めていただけることとなった。この詳細については協議事項の予算他のところで説明。

（会長） 質問、意見等はないか。 なし 承認

4 協議事項

(1) 事業報告・決算

ア 平成 22 年度事業報告

（事務局） 合併前の地域毎に説明。

阿波地域については、阿波バスの民間並み運行・スクールバス車両の活用について、業者選定を実施し、経費を見直して引続きあばグリーン公社で運行することになった。春休みを利用しスクールバスを改装、4月より運行を開始している。運賃については65歳以上無料という優遇措置を廃止し距離制運賃を採用したが、当面の間半額として激変緩和措置を実施。福祉バスを廃止しての過疎地有償運送については阿波バスの整理が重い課題であったため、平成 23 年度の対応とした。

加茂地域については、黒木線については4月より既に一部デマンド運行へ変更、下津川線のごんごバスと重複する便の減便は6月から実施。物見線も6月よりデマンド運行を実施。ごんごバスの折返し運行による1日2往復から3往復への増便については、10月1日より実施。福祉バスの有料化については、阿波の過疎地有償・久米の乗合デマンドの実施時期と合わせて実施の予定。

勝北地域については、ごんごバスの折返し運行による増便と奥津川への延伸について10月1日より実施。福祉バスの有料化については加茂地域と同様。

久米地域については、ごんごバス・福祉バスの見直しへの対応策としてデマンド乗合方式の検討を協議会分科会久米分会また事業者と進めている。基本的な運賃の考え方また結節点停留所となる第一病院・マルナカ理解が得られたため、平成 23 年度から支部また関係町内会との調整に入る。

旧町村で運行している福祉バスについては、当初平成 22 年度から有料化を実施し、その後阿波・久米でのデマンド運行実施と2段階の実施を予定していた。しかし、多くの利用者は高齢者という

ことで短期間で2度の制度変更は好ましくないこと、均衡をとるために全市一斉に実施する必要があることから、阿波・久米、特に久米の実施予定が固まった段階で実施とする。

旧津山地域については、循環ごんごの路線見直しについて10月1日より実施。利用については年末・年始の大雪の影響があり若干落ちた時期もあるが堅調である。地元の協力を得ての新規乗入については、関係町内の協力を得て回数券を堅調に購入していただいている。周辺部デマンド乗合方式の導入の検討については、タクシー協会の協力を得ながら佐良山地域での試行の検討を進めている。利用料金の調整で時間を要しているが平成23年度に試行の予定。平成23年度運行予定の小循環バスの停留所整備は当初のアルネ前バス停整備を平成23年度整備とし、平成22年度はイズミ前バス停整備を実施した。その他に勝間田線の利用が芳しくないため、南循環線への移行も視野に入れながら検討をしている。

その他に、平成21年度に策定した総合連携計画は基本計画であるため、具体的な事業実施のための実施計画を策定している。実施計画書の内容は、各事業の具体的スケジュール、各事業の事業費の積算、見直し路線のモデルダイヤ等となっており、昨年度・本年度の事業推進に活用している。

イ 平成22年度決算

(事務局) 平成22年度決算について、歳入は、負担金については予算現額2,677千円に対し収入済額2,667,000円で津山市からの負担金。補助金については予算現額4,500千円に対し収入済額4,500,000円で国庫補助金。繰越金については予算現額538千円に対し収入済額538,370円で前年度からの繰越金。諸収入については予算現額1千円に対し収入済額427円で預金利子。歳入合計は7,705,797円。

歳出は、運営費の内会議費については予算現額417千円に対し支出済額198,448円で委員報酬、会場使用料等。事務費については予算現額150千円に対し支出済額72,939円でコピー代等。事業費については予算現額6,600千円に対し支出済額6,500,610円で主なものは実施計画策定委託料、津山市の補助事業として実施した停留所整備等に係る津山市への負担金等。歳出合計は6,771,997円。

収入済額から支出済額を引いた933,800円が決算額で平成23年度会計へ繰越予定です。

決算については以上で、引き続きH22年度決算について監査報告をお願いしたい。

ウ 監査報告

(監査) 平成22年度津山市地域公共交通の活性化及び再生に関する協議会歳入歳出について監査を実施したところ、出納簿、預金通帳及び証憑書類共その扱いは適正かつ正確であったと認める。

(会長) 質問、意見等はないか。

(委員) 事業報告としてまとめたものはないのか。

(事務局) 『津山市地域公共交通活性化・再生総合実施計画策定業務報告書』の中にまとめてある。

(委員) わかりやすい形で報告してほしい。決算の繰越金が予算現額と収入済額で370円違うのはなぜか。

(事務局) 予算については、千円単位で組ませていただいたために370円の違いがでている。

(会長) ご意見についての配慮をお願いしたい。ほかに質問、意見等はないか。なし 承認

(2)事業計画・予算

ア 平成23年度事業計画

(事務局) 平成23年度事業計画の具体的な事業について地域毎に説明。阿波地域については過疎地有償運送の検討、旧津山地域については街中小循環線の運行・佐良山地区でのデマンド乗合運行の試行、久米地域については久米ごんごの見直し・デマンド乗合運行の検討を予定している。加えて、平成22年度実施事業の調査・評価を予定。見直しを実施した東循環線、折返し運行とした加茂・勝北の支間ごんごの調査・アンケート・評価を予定している。

イ 平成23年度予算

(事務局) 平成23年度予算の歳入について、負担金は2,948千円で津山市からの負担金。補助金16,978千円は活性化・再生総合事業の経過措置に伴う国庫補助金。繰越金933千円は前年度繰越金。諸収入1千円は預金利子。

歳出については、運営費の内会議費739千円は委員報酬・会場費等。事務費300千円は、コピー代・手数料等。事業費19,378千円は、事業評価に伴う調査・評価の委託料、阿波過疎地有償運行経費・(仮称)街中小循環線運行経費、アルネ前停留所整備経費。

なお、国庫補助事業等については本年度の場合東日本大震災の影響も想定される。交付決定は来月以降となりますが、その確定また各事業の進捗状況により、必要に応じて補正等で対応させていただきたいと思うので、よろしく願いしたい。

(会 長) 質問、意見等はないか。 なし 承認

(3)確保維持に関する協議会・生活交通ネットワーク計画

(事務局) 現行の「地域公共交通活性化再生総合事業」については事業仕分けにより廃止となり、平成 23 年度からは「地域公共交通確保維持改善事業」が新たに実施されることとなった。活性化再生総合事業がハード整備を含めた見直しのものとして 3 年という時限があったことに対し、確保維持改善事業については運行補助を手厚くするといったソフト主体の維持・継続的なもので時限を設けない継続的なものとなっている。さらに大きな変更点として、これまでは国からの補助金については協議会へ入ってきたのに対し新補助金は運行事業者へ直接交付されることとなる。これまでは事後算定交付であったのに対し、新補助金については「生活交通ネットワーク計画」に基づき事前算定方式となる。

「生活交通ネットワーク計画」については新補助金を受ける際にその前提として必要とされるもので、地域間幹線系統(津山でいえば行方線・石越線等)と地域内フィーダー系統(津山でいえば東循環線・支所間ごんご等)からなり、それぞれ県協議会・市協議会が受け持つこととなる。津山市としては、平成 21 年度に策定した「地域公共交通総合連携計画」の考え方にに基づき見直した後の路線を基にこれを策定する予定である。この計画については法定協議会又は市で作成することとなるが、補助金は事業者へ直接交付となること、見直しではなく維持・継続を図る趣旨であること、個別の具体的な路線についての協議となることから、津山市において個別の路線協議を行っている「地域公共交通会議」をベースに協議会を構成することとしたいと考えている。

活性化・再生協議会と公共交通会議の関係ですが、個別・具体的路線の新設・廃止あるいは料金変更等については道路運送法上国の許可が必要だが、前段として地域協議が必要とされておりこれを行う機関が「地域公共交通会議」で津山市においては平成 19 年 3 月に設置されている。

活性化・再生協議会は「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づき、地域公共交通の全体的な活性化・再生を図るため、見直し計画を策定しその事業を行う機関で、津山市においては平成 21 年 3 月に設置している。他の自治体においては公共交通会議が活性化・再生協議会を兼ねているものところもありますが、津山市においては見直し・再編のためにはさらに広い論議が必要ということで別に設置した。

両者については、再編事業については協議会で決定し推進するが、その内容が個別・具体的な路線の新設・廃止あるいは料金変更等に関係する場合は公共交通会議の協議が必要となるという関係である。

「活性化・再生総合事業」については見直し・再編事業ということで活性化協議会が国庫補助金の受け皿となり事業を推進してきましたが、「確保維持改善事業」については維持・継続事業ということで国庫補助金は事業者へ直接交付となり、前提として求められる「生活交通ネットワーク計画」については、活性化協議会において H21 年度に策定した「地域公共交通総合連携計画」を反映したものであるが、個別・具体的な路線の計画となっていることから今回の提案となったもの。

新しい協議会を地域公共交通会議をベースとして設置することについてご審議をよろしく願いしたい。

(会 長) 質問、意見等はないか。

(委 員) 実施年度が平成 23 年度となったアルネの停留所については、できるのか。

(事務局) 平成 23 年度は経過措置を認めていただいたため小循環線、アルネ前停留所については予定どおりすすめていける予定である。経過措置は平成 23 年度までのため、平成 24 年度事業については今後別の制度等を検討しなければいけない。市としては何とか財源を確保し進めていきたいと考えている。新しい確保維持事業では運行補助があるのでこれらを総合的に考えていきたい。

(委 員) 従来の補助制度では県や自治体との協調補助であったが、新しい制度ではそのことがない。さしつかえなければ県としての考えを伺いたい。

(委 員) 生活交通ネットワーク計画の中で誰が運行してどうするのかを盛り込むこととなっているのでその部分は確認できると思う。

(委 員) 県補助要綱は見直し中で、基本的には同じにしたいが具体的にはまだ決まっていない。

(事務局) 市としては、生活交通として必要なものとして動いているので国や県の補助があれば助かるが、

協調補助がないからといって市はしないとは考えていない。

(会 長) 他に質問、意見等はないか。 なし 承認

(4)活性化及び再生に関する協議会の今後

(事務局) 平成 23 年度については「活性化再生総合事業」を経過措置として実施するが、来年度からは「確保維持改善事業」へ移行となるため「活性化再生総合事業」は廃止となる。「確保維持改善事業」補助金については交通事業者への直接交付となるため協議会への補助金交付はなくなり、個別路線についての具体的協議となるため論議は現在の「地域公共交通会議」の協議会へ移ることとなり、本協議会の事業は本年度事業の自己評価及び決算ということになる。

本来こういった状況下では年度末をもって廃止とすべきかとも考えるが、現在の地方の疲弊した公共交通の現状を鑑みると今回廃止となった「活性化再生総合事業」のようなハード整備を含めた見直しの可能な制度こそ地方にとって必要なものとする。当面今回の大震災対応が急務であり早い時期での制度復活は望むべくもありませんが、基法である「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」は活着していることを鑑み、新たに協議が再開できることに期待して本年度末をもって当協議会については当面休止という扱いにさせていただければと思う。

(会 長) 質問、意見等はないか。 なし 承認

5 その他

(会 長) 意見はないか。

(事務局) 「津山市生活交通ネットワーク計画」について説明。

「確保維持改善事業」の補助対象はこれまでの地域間幹線に加え、地域内フィーダー系統ということになる。補助を受けるためには、地域間幹線については「岡山県生活交通ネットワーク計画」の策定が、新規に対象となる地域内フィーダー線については「津山市生活交通ネットワーク計画」の策定が必要となる。

計画原案ですが、大きな項目として、目的・必要性、目標・効果、運行系統の概要・運送予定者、運行費用総額、負担者負担額で構成される。

目的・必要性ですが、目的については「地域公共交通総合連携計画」の基本方針を掲げている。必要性については今後の津山市の厳しい財政状況を掲げている。

目標・効果については「地域公共交通総合連携計画」の目標・効果である「利用者数の増加、地域活動機会の増加、利用者満足度の向上」を掲げている。

運行系統の概要・運送予定者については路線図に掲げている。

費用の総額、負担者負担額についても、昨年度実証運行の実績があるものについては実績に基づく予測、新規のものについては概算計算をしている。

6 閉会(会 長)